

官報

号外 昭和三十三年十一月十一日

○第二十七回 衆議院 會議 録 第七号

昭和三十三年十一月十一日(月曜日)

議事日程 第七号

昭和三十三年十一月十一日
午後一時開議

- 第一 日本銀行政策委員会委員長任命につき同意の件
- 第二 鉄道建設審議会委員長任命につき同意の件
- 第三 検査官任命につき事後承認の件
- 第四 原子力委員会委員長任命につき事後承認の件
- 第五 公正取引委員会委員長任命につき事後承認の件
- 第六 中央更生保護審査会委員長任命につき事後承認の件
- 第七 社会保険審査会委員長任命につき事後承認の件
- 第八 運輸審議会委員長任命につき事後承認の件
- 第九 日本放送協会経営委員会委員長任命につき事後承認の件
- 第十 労働保険審査会委員長任命につき事後承認の件
- 日程第三 検査官任命につき事後承認の件

日程第四 原子力委員会委員長任命につき事後承認の件

日程第五 公正取引委員会委員長任命につき事後承認の件

日程第六 中央更生保護審査会委員長任命につき事後承認の件

日程第七 社会保険審査会委員長任命につき事後承認の件

日程第八 運輸審議会委員長任命につき事後承認の件

日程第九 日本放送協会経営委員会委員長任命につき事後承認の件

日程第十 労働保険審査会委員長任命につき事後承認の件

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件(参議院送付)

地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件(参議院送付)

地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件(参議院送付)

地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件(参議院送付)

地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件(参議院送付)

地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件(参議院送付)

地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件(参議院送付)

地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件(参議院送付)

地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件(参議院送付)

地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件(参議院送付)

午後八時二十九分開議
○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

○議長(益谷秀次君) 会期延長の件につきお諮りいたします。本国会の会期は明日をもって終了いたすことになっておりますが、来たる十四日まで二日間会期を延長いたしたいと存じ、これを発議いたします。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、会期を二日間延長するに決しました。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 日程第二につきお諮りいたします。内閣から、鉄道建設審議会委員長に佐藤博夫君、平山孝君、今里廣記君、關桂三君、楠見義男君、酒井杏之助君、島田孝一君及び山崎匡輔君を任命したいので、鉄道敷設法第六十二条第二項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 日程第五 公正取引委員会委員長任命につき事後承認の件

○議長(益谷秀次君) 日程第五につきお諮りいたします。内閣から、公正取引委員会委員長に横田正俊君を任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十条第四項の規定により、その事後の承認を得たいとの申し出があります。右申し出の通り承認を与えるに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

昭和三十三年十一月十一日 衆議院會議録第七号

会期延長の件 日本銀行政策委員会委員長任命につき事後承認の件 公正取引委員会委員長任命につき事後承認の件 中央更生保護審査会委員長任命につき事後承認の件

検査官任命につき事後承認の件 中央

八一

八二

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

在外公館の名称及び位置を定むる法律等の一部を改正する法律案を議題と

いたします。委員長の報告を求めます。外務委員長野田武夫君。

在外公館の名称及び位置を定める

法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決

した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十三年十一月十一日

衆議院議長益谷秀次殿

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

	ニ 十	ニ 十	二 三 十	二 四
--	--------	--------	-------------	--------

三〇	六二七〇	五四九〇	四七〇〇	三九二〇
----	------	------	------	------

七〇〇	六六〇	五七八	四九五	四一〇
-----	-----	-----	-----	-----

三〇	九二〇	四七〇	五九〇
三一〇	九三〇	四八〇	六〇〇
三二〇	九四〇	四九〇	六一〇
三三〇	九五〇	五〇〇	六二〇
三四〇	九六〇	五一〇	六三〇
三五〇	九七〇	五二〇	六四〇
三六〇	九八〇	五三〇	六五〇
三七〇	九九〇	五四〇	六六〇
三八〇	一〇〇〇	五五〇	六七〇
三九〇		五六〇	六八〇
四〇〇		五七〇	六九〇
四一〇		五八〇	七〇〇
四二〇		五九〇	七一〇
四三〇		六〇〇	七二〇
四四〇		六一〇	七三〇
四五〇		六二〇	七四〇
四六〇		六三〇	七五〇
四七〇		六四〇	七六〇
四八〇		六五〇	七七〇
四九〇		六六〇	七八〇
五〇〇		六七〇	七九〇
五一〇		六八〇	八〇〇
五二〇		六九〇	八一〇
五三〇		七〇〇	八二〇
五四〇		七一〇	八三〇
五五〇		七二〇	八四〇
五六〇		七三〇	八五〇
五七〇		七四〇	八六〇
五八〇		七五〇	八七〇
五九〇		七六〇	八八〇
六〇〇		七七〇	八九〇
六一〇		七八〇	九〇〇
六二〇		七九〇	
六三〇		八〇〇	
六四〇		八一〇	
六五〇		八二〇	
六六〇		八三〇	
六七〇		八四〇	
六八〇		八五〇	
六九〇		八六〇	
七〇〇		八七〇	
七一〇		八八〇	
七二〇		八九〇	
七三〇		九〇〇	
七四〇			
七五〇			
七六〇			
七七〇			
七八〇			
七九〇			
八〇〇			
八一〇			
八二〇			
八三〇			
八四〇			
八五〇			
八六〇			
八七〇			
八八〇			
八九〇			
九〇〇			
九一〇			
九二〇			
九三〇			
九四〇			
九五〇			
九六〇			
九七〇			
九八〇			
九九〇			
一〇〇〇			

三 十 三	四 一 六	四 五 五	五 四 五	五 十 四
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

[illegible]

ヴ イ ア	ゴ ー ス ラ
-------------	------------------

スウェーデン	
--------	--

09/06/18

11:20	11:30	11:40	11:50
-------	-------	-------	-------

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

二、九〇〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇
-------	-------	-------	-------

1000

	を消す
二	三
六	一
七	八
九	四
十	五

附則第六項の次に次の一項を加える。

7 在ポーランド及び在チェコスロヴァキアの各日本国大使館に勤務する外務公務員に対しては、当分の間、在ソヴィエト連邦日本国大使館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の例による。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔野田武夫君登壇〕

○野田武夫君 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、最近独立いたしましたマラヤ連邦に大使館を新設し、また、従来公使館でありましたスエーデン、オーストリア及びユーゴスラビアに大使館を昇格設置し、これに必要な在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部をそれぞれ改正し、よりとするものであります。これらは、大使館昇格を除き、いずれも国会閉会中に急を要しましたので、政令をもってすばに実施中であります。これを法律化するものであります。

マラヤ連邦に大使館を新設いたしましたのは、この新興国との善隣友好の実をあげる必要上、また、米、英、独、仏、オーストラリア、タイ、インドネシア等の各国もそれぞれ大使館を新設する情勢にあり、わが方も緊急措置をすることとしたわけでありま

スエーデン等三國の大使館昇格は、いずれも相手国からの強い希望の申し出があり、また、公使館よりも大使館の方が外交上有利でありますので、これを至急実施した次第であります。

その他、この法案におきましては、ソ連邦において在ソ連外交官等の外貨交換レートの改正が行われ、また、在ソ連大使館勤務の外務公務員の在勤俸を平均二割方減額いたしましたこと、及び、在ポーランド及び在チェコスロヴァキア大使館勤務の外務公務員の在勤俸は、開館早々のことでもあり、とりあえず在ソ連大使館並みとすることを定めております。

本法案は、十一月一日予備審査のため外務委員会に付託され、参議院において可決の後、十一月日本委員会に付託されましたので、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行いました。その詳細は会議録により御了承願います。

質疑終了の後、本法案は、本十一日、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求め

六条第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求め

の件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられ

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求め

の件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられ

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求め

の件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられ

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求め

の件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられ

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求め

の件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられ

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求め

の件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられ

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔菅野和太郎君登壇〕

○菅野和太郎君 ただいま議題となりました、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求め

の件について、科学技術振興特別委員会における審査の経過並びに結果について、簡単に御報告申し上げます。

まず、本件の要旨を申し上げます。

放射線医学総合研究所は、前国会において、茨城県那珂郡東海村に設置することに承認を与えたのであります。が、本研究の建設用地その他の事情から、その設置場所を変更する必要があるため、茨城県千葉市に設置しようとするのであります。

本件は、去る十一月六日提案理由の説明を聴取し、熱心なる質疑が行われたのであります。その詳細は会議録に譲ることいたします。

本日、質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

なお、本件に対し、日本社会党石野久男君より附帯決議を付すべしとの動議が提出され、これまた全会一致をもって可決いたしましたのであります。

附帯決議を朗読いたします。

附帯決議

放射線医学総合研究所の研究事項中、原子炉施設等と密接な連携を要するものがあるに、政府は、本研究の設置又は運営に当り、その施設の一部を茨城県東海村に設置するより速かに措置すべきである。

右決議する。

以上をもって御報告いたします。

(拍手)

○議長(金谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○議長(金谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後八時四十二分散会

出席國務大臣 唐澤 俊輔君

出席政府委員 内閣官房長官 愛知 揆一君

科学技術政務次官 吉田 萬次君

外務政務次官 松本 瀧藏君

明瞭を省略した報告

一、去る九日益谷議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命すること承認した。

大蔵省管財局長 北島 武雄

一、岸内閣総理大臣から益谷議長宛、去る九日議長において承認した北島武雄を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る九日決算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 田中伊三三君(理事本名武君去る七月二十三日委員

辞任につきその補欠)

一、去る九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 中村 高一君

法務委員 田中幾三郎君

大蔵委員 横路 節雄君

農林水産委員 山田 長司君

建設委員 上林與市郎君

決算委員 永井勝次郎君

前田 正男君 小川 豊明君

昭和三十三年十一月十一日 衆議院會議録第七号 議員の報告

上林與市郎君 川村 慈義君
山田 長司君
一、去る九日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 横路 節雄君
法務委員 永井勝次郎君
大蔵委員 中村 高一君
農林水産委員

上林與市郎君 山田 長司君
建設委員 田中幾三郎君
決算委員

堀川 恭平君 神田 大作君
山田 長司君 片島 港君
上林與市郎君

一、去る九日議長において、次の特別
委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員

一、去る九日議長において、次の通り
特別委員の補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

堂森 芳夫君

一、去る九日委員会に付託された議案
は次の通りである。
国又は地方公共団体が失業対策事業
のため雇用した職員に対する期末手
当に関する法律案(八木一男君外十
五名提出、衆法第六号)

社会労働委員会 付託

一、去る九日参議院に送付した条約は
次の通りである。

通商に関する日本国とオーストラリ
ア連邦との間の協定の締結について
承認を求めるの件
一、去る九日参議院に送付した内閣提
出案は次の通りである。

租税特別措置法等の一部を改正する
法律案
設備等輸出為替損失補償法の一部を
改正する法律案

一、去る九日予備審査のため次の本院
議員提出案を参議院に送付した。
国又は地方公共団体が失業対策事業
のため雇用した職員に対する期末手
当に関する法律案(八木一男君外十
五名提出)

一、今十一日参議院から受領した内閣
提出案は次の通りである。

在外公館の名称及び位置を定める法
律等の一部を改正する法律案
地方自治法第五十六條第六項の規
定に基づき、放射線医学総合研究所の
設置に関し承認を求めるの件

一、今十一日委員会に付託された議案
は次の通りである。

在外公館の名称及び位置を定める法
律等の一部を改正する法律案(内閣
提出第二号)(参議院送付)

外務委員会 付託

地方自治法第五十六條第六項の規
定に基づき、放射線医学総合研究所の
設置に関し承認を求めるの件(内閣
提出、承認第一号)(参議院送付)

科学技術振興対
策特別委員会 付託

一、決算委員長から提出した次の国政
調査承認要求に対し、議長は去る九
日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事
項

二、国有財産に関する事項
三、政府関係機関の収支に関す
る事項

二、調査の目的
決算の適正を期するため

三、調査の方法
関係各方面より意見聴取、資料

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致し
たいから衆議院規則第九十四條によ
り承認を求める。
昭和三十三年十一月九日
決算委員長 青野 武一
衆議院議長益谷秀次殿

衆議院會議録第五号中正誤

頁段行 誤 正

五二 一 に対し、 に反対し、
六四 大陸彈道彈 大陸間彈道
六五 三 一行の次に左の通り加える。

国会議員の秘書の給料等に関する
法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給料等に関する
法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する
法律(昭和三十三年法律第二百十八
号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項中「百分の二百三十」
を「百分の二百六十」に改める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 改正後の国会議員の秘書の給料
等に関する法律第三條第二項の規
定の昭和三十三年における適用に
ついては、同項中「百分の二百六
十」とあるのは、「百分の二百三十
をこえ百分の二百六十をこえない
範囲内において、両議院の議長が
協議して定める割合」とする。

本案施行に要する経費は、約二百
五十万円であつて、昭和三十三年度
においては、既定予算の節約により
実行するものとする。

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し郵賃は二十円)
(送料別)

発行所 東京都新宿区市谷本町町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)一、二、三